

# 瀬戸内町教育大綱

～21世紀に生きる心豊かな「瀬戸内っ子」の育成～



平成27年12月

瀬戸内町



## はじめに

教育とは人づくりであり、一人一人のすばらしい個性や能力をできる限り伸ばし、人生を豊かで充実したものにするとともに、本町のあるいは社会全体の今後一層の発展を実現する基盤です。それゆえ、未来を切り拓く力と豊かな心を備え、「知・徳・体」の調和のとれた子供を育成することは、教育行政の使命です。

このたび、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、新しい教育委員会制度がスタートしたことにより、町長と教育委員会が教育政策について議論することを目的とした「総合教育会議」を本町において設置しました。

この「教育総合会議」において、今後の瀬戸内町の教育をより良いものにするという観点から十分に議論に議論を重ね、教育の目標や施策の根本となる方針である「瀬戸内町教育大綱」をこのたび策定いたしました。

すばらしい豊かな自然と「結」の心あふれる人情味豊かな人々に囲まれて育つこの瀬戸内町の子供たちには、大きな夢や希望をもち、豊かな自然の中で様々な経験を通して豊かな感性を磨き、一人一人の個性を大切にしながら大きく成長して行ってほしいと願っています。

また、教育は町政にとって極めて重要であり、そのことをしっかりと発信しながら、家庭・地域・学校・関係機関等の連携を深めることによって、町全体で子供たちが育まれるような町づくりに努めていきたいと思っております。

心豊かな「瀬戸内っ子」は、瀬戸内の未来の宝、そして希望です。この瀬戸内の子供たち一人一人が幸せに生きるとともに、21世紀の今後の社会の中で生き生きと活躍ができるよう、「チームせとうち」で瀬戸内町の今後の教育を推進し、心豊かな「瀬戸内っ子」の育成を図っていきたいと考えております。

併せて、社会教育の充実とスポーツ振興、文化財保護と芸術文化の振興にも努めて参ります。

平成27年12月

瀬戸内町長 鎌田 愛人

# 目 次

第1章 教育大綱の制定・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2章 教育の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第3章 教育施策3つの柱・・・・・・・・・・・・・・・・	5

# 第1章 教育大綱の制定

## 1 はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、新しい教育委員会制度がスタートしたことにより、町長と教育委員会が教育施策について議論することを目的とした「総合教育会議」を本町において設置しました。

この「総合教育会議」において、町長と教育委員会が瀬戸内町の教育についての議論を重ね、教育の目標や施策の根本的な方針である「瀬戸内町教育大綱」（以下「教育大綱」という。）を策定しました。

## 2 根拠法令

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき策定しております。

### 【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項】

「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」

## 3 教育大綱の期間

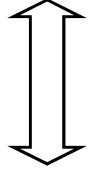
教育大綱の対象期間は、町長の任期に合わせることであり、平成27年度から平成31年度までの4か年とします。

また、教育を取り巻く状況の変化や施策の進展状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

## 4 教育大綱の位置付け

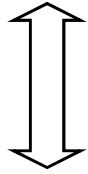
教育大綱は、本町の教育行政を推進するための基本指針となるものです。瀬戸内町長期振興計画の基本構想に定める基本方針の達成に向け、瀬戸内町の教育が目指す基本的な方向や今後推進すべき施策を明らかにするものであり、「瀬戸内町教育行政の基本方針」の骨子となる部分をもって大綱として定めるものです。

瀬戸内町長期振興計画



(上位計画)

瀬戸内町教育大綱



(大綱と連動)

瀬戸内町教育行政の基本方針

## 第2章 教育の基本方針

### 1 基本目標

瀬戸内の子供たちが心身ともにたくましく健やかに成長し、生涯にわたって豊かに生きていくとともに、今後、科学技術の急速な発達や国際化、情報化、少子・高齢化など社会の急激な変化にも主体的、積極的に関わり、対応していきける能力を育成するよう、次に掲げる目標の下、瀬戸内の教育を進めていきます。

## 21世紀に生きる心豊かな「瀬戸内っ子」の育成

### 2 基本方針

教育の基本目標を目指し、瀬戸内の子供たちの教育を次に掲げる方針の下、進めていきます。

瀬戸内町の教育的な伝統・文化風土を生かし、人間性豊かで「ストグレ魂」をもち、たくましく生きる町民の育成のため、活力ある教育を推進する。

「ストグレ魂」とは、「何事にも折れない強い心」を表します。21世紀を生きる子供たちには、どんな逆境であっても、あきらめることなく果敢に挑戦し続け、自分自身の力で未来を切り拓いてほしいと願います。

また、真に強い心には、他人に対するやさしさも必要です。他の人を思いやるやさしさ溢れる人間性豊かで、強い心をもった子供の育成を目指します。

### 3 3つの力点

上記の目標、方針を踏まえ、次に掲げる3つの力点を中心に教育施策を推進していきます。

- ① 未来に生きる確かな学力
- ② 生きる喜びをはぐくむ生涯学習
- ③ 郷土の心を伝える文化活動

### 4 教育大綱に基づく施策の実施

教育大綱に基づく施策の実施にあたっては、「瀬戸内町長期振興計画」及び瀬戸内町教育委員会が定める「瀬戸内町教育行政の基本方針」と連動させ、瀬戸内町の現状と課題を明確にした上で、効率的かつ効果的に教育施策を推進していきます。

## 第3章 教育施策の3つの柱

### 1 未来に生きる確かな学力～学校教育の充実～

21世紀に生きる瀬戸内の子供たちにとって、豊かな心や自ら学ぶ意欲、社会の変化に主体的に対応できる能力、いわゆる「生きる力」の育成は必要不可欠です。

また、他人を思いやる心や他人の痛みを理解できる心、生命を尊重する心など感性豊かな人づくりも大切です。

このような「未来に生きる確かな学力」の育成を目指し、以下に掲げる施策を推進していきます。

#### (1) 学力の向上

- \* 理解や習熟の程度に応じた、教材・教具を工夫等のある学習指導による基礎学力の確実な定着（保護者の期待する力をつける）
- \* 小規模校のメリットを最大限に生かし、デメリットを最小限にした学習指導の推進
- \* 家庭学習の充実を図る家庭との連携の推進
- \* 幼・保・小・中・高の連携の強化
- \* 地域人材を積極的に活用した学習の推進

#### (2) 「知・徳・体」調和のとれた児童・生徒の育成

- \* 基本的な生活習慣を身に付けた児童生徒の育成
- \* 進んであいさつや奉仕活動を実践できる児童生徒の育成
- \* 夢と希望をもち、個性を発揮する児童生徒の育成
- \* キャリア教育の視点に立った教育活動の推進
- \* 体力づくりやスポーツ活動に積極的に取り組む児童生徒の育成
- \* 地域の人材、自然・文化等を生かした感動ある体験活動の充実

#### (3) 心の教育の充実（感性・感動の教育の推進）

- \* 善悪の判断ができる心をはぐくむ道徳教育の充実
- \* いじめ、不登校、問題行動等へ対応する支援体制の充実
- \* 思いやりの言葉や行動を大切にする人権同和教育の推進
- \* 図書館司書補の積極的配置、朝読書の実施等の豊かな心を育む読書環境の整備
- \* 汗を流し、心を耕す勤労・奉仕体験活動の推進



## (4) 特色ある開かれた学校づくり(瀬戸内らしい教育の推進)

- \* 郷土の豊かな自然や歴史、文化、教育的な風土を生かした教育の推進
- \* 校風や地域性を生かし、保護者や地域の教育力を生かす学校づくりの推進
- \* 集合学習、交流学习、合同行事等の実施
- \* ICT利活用のための環境整備、学習支援員の配置
- \* ALTの活用と国際理解教育や英語教育の推進
- \* 「にほんの里・加計呂麻留学」及び「与路小中・海の子留学」制度の支援
- \* 幼稚園教育の充実と県立古仁屋高等学校の支援

## (5) 教職員の資質の向上

- \* 学校訪問や研修会等、あらゆる機会を捉えての服務指導の充実
- \* 校内研修における指導主事の積極的活用
- \* 地区別研修会、教科別研修会の充実
- \* 県・地区研修会への積極的参加促進と研修成果の積極的還元への推進

## (6) 学校教育施設関係の整備・充実

- \* 給食センター及び学校施設等の整備

# 2 生きる喜びを育む生涯学習～社会教育の充実とスポーツ振興～

家庭は教育の原点であり、家庭教育の充実は21世紀に生きる心豊かな「瀬戸内っ子」の育成にとって大変重要です。社会生活を送るために必要な習慣を確実に身に付けさせ、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るため、家庭における教育力の向上を推進していきます。

また、本町には地域全体で子供たちを育てるという伝統的な地域の教育力もあり、この地域の教育力を有効に生かし、郷土の特色溢れる施策の推進に努めていきます。

さらに、21世紀に生きる心豊かな「瀬戸内っ子」が生涯にわたって、心身ともに健康に過ごしていけるよう、生涯にわたる健康づくりやスポーツ活動の充実を図る観点から、以下に掲げる施策を推進していきます。

## (1) 幼児教育，青少年教育の充実（PTA活動の充実）

- \* 「青少年育成の日」，「家庭の日」の活動推進
- \* 自然体験，文化体験，ボランティア活動，異年齢集団・世代間交流活動等の充実
- \* 青少年健全育成推進会議の充実
- \* 高校生のイベント参加促進と高校生クラブ育成
- \* 単位PTA活動の充実
- \* 子供会活性化のための支援
- \* かごしま地域塾（放課後子供教室）の推進・充実
- \* 学校応援団の充実

## (2) 家庭教育，成人教育の充実

- \* 家庭教育学級の充実
- \* 親子読書活動の啓発
- \* 家庭教育研修会の開催，充実
- \* PTA活動活性化への支援

## (3) 自治会育成事業の充実

- \* 単位自治会活動の充実
- \* 青少年ふるさと美化活動の徹底，市街地自治会清掃の充実
- \* 市街地自治会組織の構築

## (4) 生涯学習活動の拡充

- \* 公民館講座の学習内容の拡充（生涯学習拠点としての機能の充実）
- \* 図書館の充実，移動図書館車での巡回実施
- \* せとうち出前講座の利用促進
- \* いきいき健康クラブの実施

## (5) 指導者の育成及び活用

- \* 大島地区生涯学習リーダー養成研修会の実施
- \* 社会教育関係団体の指導者育成と活動の促進

## (6) 社会教育諸条件の整備及び活用

- \* 社会教育推進体制の確立
- \* 社会教育施設・設備等の整備
- \* 社会教育関係団体との連携，育成，支援

## (7) スポーツ推進体制の充実

- \* 指導体制の整備・充実
  - ・ スポーツ推進委員の資質向上と有効活用
  - ・ 社会体育有志指導者の養成と有効活用

- ・ スポーツ少年団認定員の養成と有効活用
- ・ 各種研修会，講演会の開催と参加促進
- \* 施設・設備の充実と安全対策
  - ・ 社会体育施設の整備と充実
  - ・ 学校体育施設の開放促進と活用の充実
  - ・ 安全管理体制の充実
  - ・ 清水運動公園の整備と充実
- \* 団体の育成，充実
  - ・ 体育協会及び各種競技団体の育成
  - ・ スポーツ少年団連絡協議会の育成
  - ・ レクリエーション協会及びレクリエーション団体の育成
  - ・ せとうち満点クラブの育成

## (8) スポーツ活動の充実

- \* 町民総ぐるみスポーツの活動の促進
  - ・ 町民体育大会の充実
  - ・ 健康・体力相談等の開催
  - ・ スポーツ教室の開催
  - ・ 幼児期における運動機能の拡充
  - ・ 瀬戸内町限定「ラジオ体操せとうち選手権」の実施
- \* スポーツの競技力向上
  - ・ 各競技団体における選手育成・強化体制の充実
  - ・ 各競技別大会の充実
  - ・ 各大会への選手派遣の促進
  - ・ スポーツ講演会の開催

## 3 郷土の心を伝える文化活動 ～文化財保護と芸術文化の充実～

瀬戸内町には貴重な文化財をはじめ，伝統文化が数多く存在しています。子供たちに郷土を愛する心を育むにも，このすばらしい歴史的文化的文化遺産や伝統文化等の調査，記録等を行い，保存・活用を進めるとともに，町立郷土館における文化財に親しむ機会の拡充に努めます。

また，地域の伝統や文化的風土に根ざした文化活動の促進を図り，芸術文化活動の条件整備に努め，創造文化の育成と文化活動の振興を図ります。

さらに，「世界自然遺産登録」へ向けた自然保護関係機関や団体等との協議を進め，文化財保護についての普及啓発活動を推進していきます。

そのために，以下に掲げる施策を推進していきます。

## (1) 文化財の発掘及び保存

- \* 指定文化財の記録・保存
- \* 近代遺跡等の調査（戦跡等）
- \* 方言文化の伝承
- \* 指定文化財の調査・発掘・指定（埋蔵文化財含む）

## (2) 文化財の活用

- \* 文化財の周知，公開，活用促進と文化財愛護思想の普及啓発
- \* 文化財に関する学習機会の充実

## (3) 芸術・文化活動の充実

- \* 文化協会及び各サークルの育成，充実
- \* 伝統芸能の公開行事開催
- \* 各文化団体による芸能発表会等の開催

## (4) 文化財保護諸条件の整備・充実

- \* 郷土館施設，整備の充実
- \* 指導体制の充実（文化財保護審議会等の活動の充実や研修会の開催）
- \* 瀬戸内町誌（歴史編）の活用
- \* 文化財の発掘・保存・伝承
- \* 登録有形文化財制度の積極的な活用
- \* 世界遺産登録に向けた諸活動の連携